

令和元年度定期監査等の結果に対する措置状況の公表について

令和元年度定期監査（出先機関）及び財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）結果に基づき講じた措置について、市長等から通知があり、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

恵庭市監査委員 北 林



恵庭市監査委員 川 原 光 男



区分	監査対象部局等	監査の結果	措置状況
令和元年度 定期監査 (出先機関)	車両センター 建設部管理課	《指導事項》 ・複合機導入において不適切な事務処理があったことから、再発防止に向けた具体的な対策について、講ぜられたい。	・契約及び会計事務処理ミス防止対策マニュアルを作成し、再発防止に努めることとした。
	生涯学習施設 かしわのもり 教育部 社会教育課	《指導事項》 ・事故防止の観点から、みどりのカフェの現金の保管については、ボランティアと行政の引継ぎや管理方法について改善されたい。	・みどりのカフェと協議を行い「売上金預り・引渡し台帳」を作成し、1週間毎に台帳にて双方確認のうえ、預かり金を引き渡すこととした。
令和元年度 公の施設の 指定管理者監査	ルルマップ自然 公園 ふれらんど 経済部 花と緑・観光課	《指摘事項》 ①共同農園事業について、事業計画と実態に相違があることから、ふれらんどの設置目的に沿った事業となるよう見直しをされたい。〈指定管理者〉 ②ふれらんどの事業計画等に変更があった場合は、速やかに指定管理者と協議し、適正に管理運営されるよう指導されたい。〈市〉	・事業計画に沿った内容となるよう契約先と交渉を進め、収穫体験農園事業を設置目的に基づき実施することとした。 ・事業計画に基づく運営がなされているか経過を確認しながら、変更が生じる場合には協議の上、適正な運営を指導するとともに、実績報告において翌年度の改善に向け指導することとした。